

議案第 87 号

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例について

北名古屋市下水道条例（平成 19 年北名古屋市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げ改正に伴い、下水道使用料に消費税及び地方消費税の増税分を転嫁するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第27条第1項の規定は、平成26年6月分の使用料（使用料算定の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の排出量に係る使用料をいう。）から適用し、同年6月分前の使用料については、なお従前の例による。